

所管部課		総務部デジタル政策課		部長		矢吹 勇一	
件 名		東大和市における個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市における個人番号の利用等に関する条例					
	部課機関						
1. 要 旨 東大和市における個人番号の利用等に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行う。 (1) 改正点 第11条の2として、東大和市高校生等医療費助成条例の事務を追加する。 第12条の生活に困窮する外国人に係る生活保護事務に関して、条例改正にあわせて所要の改正を行う。 (2) 施行日 公布の日。ただし、高校生等医療費助成条例事務におけるマイナンバーの利用は、令和5年3月31日までは高校生等医療費助成条例附則第2項に規定する準備行為関係の事務に限る。 (3) 影響及び効果 ・高校生等医療費助成事務 添付書類の省略により市民の事務負担軽減が図ることができる。 ・生活に困窮する外国人に係る生活保護事務 日本人に係る生活保護事務と同様の対応が行えるようになる。							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 令和4年9月 令和4年第3回東大和市議会定例会において、東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について原案可決承認 令和4年10月 文書課において審査済み。							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。